

子ども・子育て支援新制度

平成26年10月1日発行

平成26年 第3号

子育て推進課

☎229-3390 FAX 229-3451

一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立しました。

これらの法律に基づき、平成27年4月から「子

ども・子育て支援新制度」がスタートする予定です。

来年4月からの幼稚園・保育所の申し込みと利用は、新制度に基づいて行う必要があります。

利用手続き

新制度のスタートに伴い、幼稚園や保育所などを利用するときの手続きが変わります。市立幼稚園や保育所などを利用するには、教育・保育の必要性に応じて、3つの区分による「支給認定」を受ける必要があります。

ただし、手続きの流れがこれまでと大きく変わらないよう、市立幼稚園、保育所、認定こども園への入園(入所)申し込みのときに、併せて支給認定の申請手続きも行います。

市立幼稚園の利用

利用できる子ども

1号認定を受ける子ども

手続き

入園申し込みと支給認定申請を同時に行います。定員を超えた場合は抽選により決定します。

来年4月から新規利用を希望する場合

10月6日～

募集要項、入園のしおり、支給認定申請書類、入園申込書の配布

配布場所 各市立幼稚園、教委学校教育課、教委各教育事務所

11月4日(火)～14日(金)

支給認定申請、入園申込書の受け付け

受付場所 第一希望の幼稚園

11月末

入園可否、抽選会などの連絡

12月以降

各幼稚園で入園説明会

1月

3歳児保育二次募集

※定員に余裕がある場合に、3歳児保育未実施地

■支給認定区分の種類

認定区分	対象となる子ども	利用先
1号認定	満3歳以上で就学前の子ども(2号認定を除く)	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園、地域型保育

※平成26年10月1日現在、津市内で新制度に参入する地域型保育は未定です。

域の皆さんを対象に行う予定で、広報津12月1日号でお知らせします。詳しくは、教委学校教育課(☎229-3391)までお問い合わせください。

3月初旬

支給認定証の送付

在園中で引き続き利用を希望する場合

- 支給認定申請書類の提出が必要です。幼稚園を通じて必要な書類を配布しますので、決められた日までに、各幼稚園へ提出してください。
- 該当区域外から、久居地域、河芸地域、安濃地域、香良洲地域の幼稚園3歳児クラスに在籍している人で、住んでいる地域にある幼稚園の4歳児クラスへ移動する人は、左記の利用の手続きを行ってください。

※私立幼稚園の入園については、各幼稚園へお問い合わせください。

